\bigcirc 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第九十五号)

欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載)に二 して移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。 重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定と 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前

改 正 後	改正前
(公開買付開始公告の掲載事項)	(公開買付開始公告の掲載事項)
第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十	第四条 [同上]
七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事	
項とする。	
[一~三 略]	[一~三 同上]
[号を削る。]	四 次に掲げるいずれかの事項
	イ 公開買付けに係る自己の株式又は投資口(投資信託及び投資
	法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第
	十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外
	国投資法人の社員の地位を含む。以下同じ。)の取得について
	の会社法(平成十七年法律第八十六号)第百五十六条第一項(
	同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合
	を含む。)の規定による株主総会の決議の内容若しくは取締役
	会の決議の内容又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十
	条の二第三項の規定による役員会の決議の内容並びにそれに基

略

(外国会社の代理人)

第四条の二 該公開買付けに関する一切の行為につき当該外国会社を代理する権 項において準用する法第二十七条の三第二項の規定により公開買付 限を有するものを定めなければならない。 届出書を提出する場合には、 という。)は、公開買付けに関し、 上場株券等の発行者である外国会社 本邦内に住所を有する者であって、 法第二十七条の二十二の二第二 〇 以 下 「外国会社 当

(あん分比例の方式)

式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数 の合計のうちに占める買付け等をする上場株券等の数の合計の割合 二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方 当該計算によって得た数に一株又は一投資口 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第 (投資信託及

> づいて既に買付け等を行った上場株券等の種類、 数及び価額

口

う。)による公開買付けに係る自己の株式又は投資口の取得に れに基づいて既に買付け等を行った上場株券等の種類、 ついての取締役会、 上場株券等の発行者である外国会社 株主総会又は役員会の決議の内容並びにそ (以下「外国会社」とい 数及び

価額の総額

同上

(外国会社の代理人)

第四条の二外国会社は、 って、 理する権限を有するものを定めなければならない。 の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定により 公開買付届出書を提出する場合には、 当該公開買付けに関する一切の行為につき当該外国会社を代 公開買付けに関し、法第二十七条の二十二 本邦内に住所を有する者であ

(あん分比例の方式)

第二十一条 二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方 の合計のうちに占める買付け等をする上場株券等の数の合計の割合 式は、当該応募株主等の応募上場株券等の数に応募上場株券等の数 を乗じ、 当該計算によって得た数に一株又は一投資口未満の端数が 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第

	備考 表中の [] の記載は注記である。
式の数とする。	株券にあっては当該一単元の株式の数とする。
り一単元の株式の数を定めた会社の株券にあっては当該一単元の株	第百八十八条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の
4 第一項において一株とは、会社法第百八十八条第一項の規定によ	4 第一項において一株とは、会社法(平成十七年法律第八十六号)
[2・3 同上]	[2・3 略]
	は、当該端数を四捨五入する方法とする。
	投資法人の社員の地位を含む。以下同じ。)未満の端数があるとき
	第十四項に規定する投資口をいい、同条第二十五項に規定する外国
あるときは、当該端数を四捨五入する方法とする。	び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条